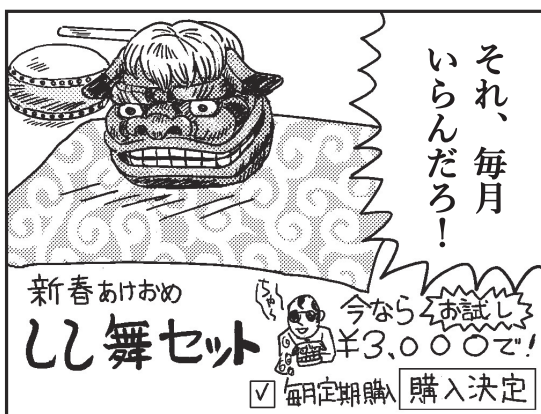
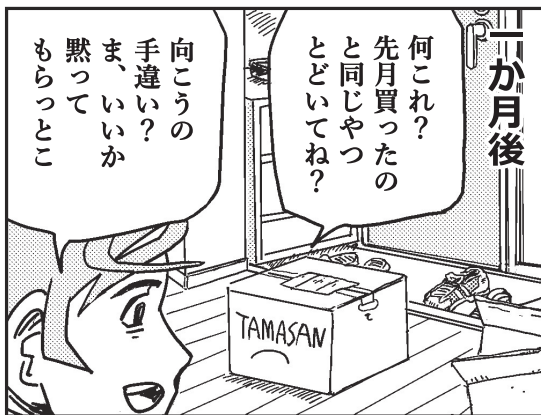


トラブルるまえに気づけ!

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

定期購入トラブル編



注意! 小さく記載されている場合があります↑

低価格を強調した通信販売
では定期購入が条件になって
いる場合がある

通信販売ではクーリング・
オフ制度はない

- 定期購入ではないか
- 支払う総額がいくらか
- 解約方法は

などを確認することが大事

受取や支払を拒否しても、
解約しない限り契約は継続
しているため、放置していたら
督促状が届くことも!

販売サイトや申込みの最終
確認画面は、印刷やスクリーン
ショットを撮っておく

困ったら消費生活総合センター
に相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

045-845-6666